

調布市税賦課徴収条例及び調布市手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正理由

多機能端末機による証明書の交付（コンビニ交付サービス）手数料について，同サービスの利用の促進による市民の利便性の向上，マイナンバーカードの取得促進等の目的から，減額する特例を定めるため，改正するものです。

2 改正内容

令和7年3月1日から令和8年4月30日までの間，多機能端末機※により交付する証明書について，手数料を減額します（第1条，第2条関係）。

証明書の種類	改正前	改正後
納税証明書	200円	100円
市税に関する証明		
住民票又は戸籍の附票の写しの交付		
印鑑登録証明書の交付	450円	100円
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付		

※ 調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で，住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するもの

3 施行期日

公布の日